2026（令和8）年度司法試験合格判定にあたり、法曹の質確保のため適正かつ厳正な判定を行うよう求める会長声明

2026（令和8）年度の司法試験の最終合格発表が本年11月11日に行われます。

2026（令和8）年度司法試験の受験者数は3871人、短答式試験合格者数は3068人でした。2011（平成23）年の司法試験受験者数は8765人であり、その後、2022（令和4）年の3082人まで受験者数の減少が続いていましたが、2023（令和5）年の司法試験受験者数は、846人増の3928人となり、以降はおおむね横ばいとなっています。

このように司法試験受験者数は、令和5年に在学中受験資格が認められたことにより増加したものの、継続的な上昇傾向には至っていないと考えられます。

法曹養成制度改革推進会議は、2015（平成27）年6月30日に、司法試験の合格者数を年間1500人程度は輩出すべきとする決定を出しましたが、同決定は、同時に「輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものではないことに留意する必要がある」と指摘しています。

2011（平成23）年は、司法試験受験者数8765人、合格者数2063人、合格率23.5％でしたが、2025（令和7）年は、司法試験受験者数3837人、合格者数1581人、合格率41.2％でした。2011（平成23）年と比較し、2025（令和7）年までは、受験者数が大幅に減少しているにも関わらず合格者数の減少が僅かにとどまっていることで、合格率が高止まりした状況が続いています。

本年度も、2025（令和7）年度並みの合格者数ないし合格率が維持されると、合格ラインが大きく下がった状態が継続し、司法試験の持つ選抜機能が大きく損なわれ、法曹の質が確保できなくなることが懸念されます。

裁判官、検察官、弁護士は、法曹として司法制度を支えています。司法は国民の権利義務に直接かかわり、人権擁護や社会正義の実現を担っています。法曹の質の維持、向上は、国民にとって最重要の課題の一つです。

司法試験委員会に求められているのは、司法試験合格判定にあたり、司法制度を担う法曹に必要とされる素養を厳正に判定することです。

そこで当会は、2026（令和8）年度司法試験の合格判定につき、「1500人程度」との合格者数確保にとらわれず、司法の重責を担う法曹として必要な学識と応用能力（司法試験法第1条1項）の有無について、適正かつ厳正な選考・判定を行うよう求めます。

2026（令和8）年8月7日

札幌弁護士会

会長　佐々木　潤